



住宅

の除染作業の受け付けを開始します

住宅の除染については、除染対象地以内の子どもがいる家庭を優先し実施します。申し込みは、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、電話で受け付けます。

申問 環境保全課放射線対策室(☎826-1111 内線2452、2364)



受け付けの順番

除染対象区域内

除染対象区域外

1

中学生以下の子どもがいる家庭



2

それ以外の家庭



3

中学生以下の子どもがいる家庭

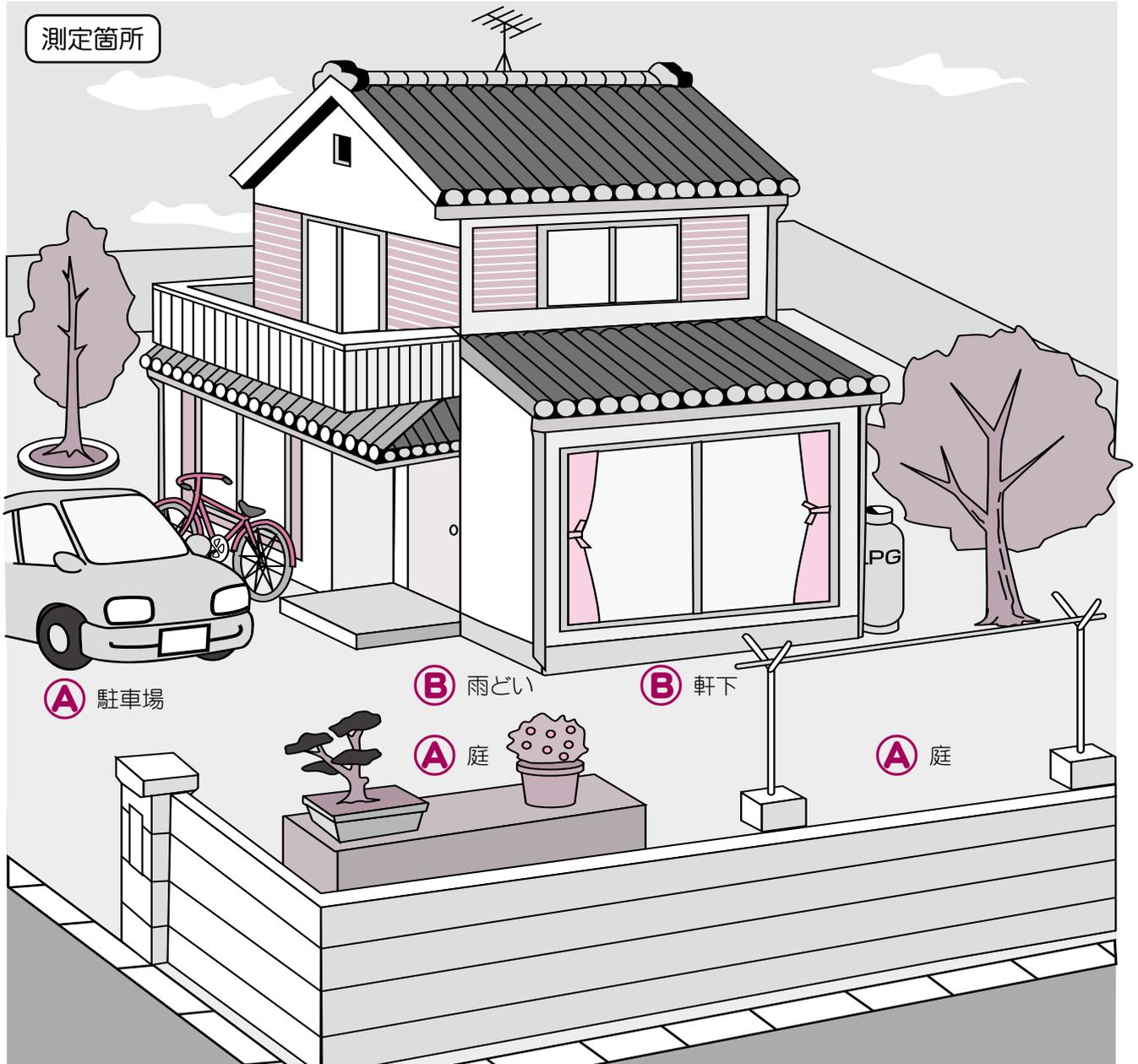


4

それ以外の家庭

対象	電話受付開始	作業開始
1	6月18日(月)から	7月2日(月)から
2 ~ 4	1 の家庭を優先しますので、受付開始日は未定です。決まり次第お知らせします。	

測定箇所



除染作業の進め方



測定・除染作業

除染作業前に①生活空間における空間放射線量率や②除染対象空間の放射線量率を測定します。(測定点の表面から1メートルの高さで測定します)

①庭などの屋外で、人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される場所など

②くぼみ、樹木の下や近く、雨どい下、雨水ますなど、局所的に空間放射線量率が高いことが想定される場所
測定結果を踏まえ、除染作業は、市と所有者などが協働で実施します。

▶ 測定結果が、平均で1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上だったとき

- 庭などの表土の除去(所有者が独自に実施)
- 雨どいの清掃、汚泥の除去
- 側溝の清掃、汚泥の除去
- 低木のせん定
- 落ち葉の除去、除草



▶ 測定結果が、平均で1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満だったとき

●「土浦市除染実施計画」で定めた除染は実施しませんが、雨どい下など、局所的に高い場所(ホットスポット)のみ除染を実施します。



要援護者単身世帯または要援護者のみで構成される世帯への対応

測定結果に基づき、市が除染を実施します。



注意点

- 除染に伴い発生した土壌などについては、敷地内保管となります。
敷地内保管方法 埋 設…土のう袋に入れ、穴を掘り埋める
 地上保管…土のう袋に入れ、土をかぶせる
- 除染に伴う消耗品(土のう袋)および機器などについては、市で用意します。
- 除染対象区域外の測定および除染希望者への対応については、『土浦市除染実施計画』で定めた除染は実施しませんが、③除染対象の測定地点で、地上1メートルの空間放射線量率が0.23マイクロシーベルト以上の箇所については、市および所有者などが協働で除染を実施します。ただし、除染実施計画の対象となる区域における除染事業の進捗状況を踏まえつつ実施します。



土のう袋の配布

除染対象区域内・外を問わず、自らが除染を実施する場合は、土のう袋を配布します。

と き / 6月11日(月)から

と ころ / 市役所本庁舎2階 環境保全課放射線対策室

※一世帯当たり5枚程度

二丁目	二丁目	利山新田、滝田	五丁目、右粉、摩	二丁目、烏山	目、小岩田西	小岩田東一・二丁目	大岩田、霞ヶ岡町	町、千鳥ヶ丘町	三丁目、小松ヶ丘	二丁目、小松一	東町、富士崎一	国、永国台、永国	目、桜ヶ丘町、永	町、天川一・二丁目	上高津新町、国分	三丁目、上高津	四丁目、中高津一	丁目、下高津一	戸、乙戸南一	一・二丁目、乙	西一丁目、中村東	一・二丁目、西根	一・六丁目、卸町	三丁目、中村南	沖新田、西根南一	川沖、荒川本郷	西一・二丁目、荒	三丁目、荒川沖	沖町、荒川沖東一	荒川沖町、中荒川	中、中村西根、北
-----	-----	---------	----------	--------	--------	-----------	----------	---------	----------	---------	---------	----------	----------	-----------	----------	---------	----------	---------	--------	---------	----------	----------	----------	---------	----------	---------	----------	---------	----------	----------	----------

除染対象区域